

○財務省告示第八十四号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成三十年三月三十日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

送 出 後				送 出 前			
輸出統計品目表 [略]				輸出統計品目表 [同左]			
輸入統計品目表 [略]				輸入統計品目表 [同左]			
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
73.01	[略]	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ） [略]	KG	73.01	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ） [同左]	KG	KG
>				>			
73.06				73.06			
73.07				73.07			
7307.11				7307.11			
>				>			
7307.29				7307.29			
				—その他のもの			
7307.91				7307.91			
7307.92				7307.92			
7307.93				7307.93			
010				000			
090							
7307.99	7307.99						
73.08	73.08						
>	>						
73.26	73.26						
[略]				[同左]			